

あなたの空き家大丈夫？

空き家とは▶ 居住者の不在が常態化（おおむね1年以上）しており、使用されていない建物や敷地のこと。

「空家等対策の推進に関する特別措置法」には…

空き家は個人の資産であり、管理者または所有者には、空き家を適切に管理する「責務」があると定められています。適切な管理が行われず、屋根や外壁が崩れるなどして他人の財産を傷つけたり、けがをさせた場合、**損害賠償**を問われる可能性があります。

空き家の状況を確認しましょう

空き家の
状態

所有者に
できること

良

空き家の発生

居住者の不在が常態化しており、
居住やその他の使用もなされていない建物や敷地

活用

「管理不全空家」の区分が新設されました！

管理不全 空家

管理不全空家とは

放置すれば、
特定空家等となるおそれのある空き家



悪化の
防止

悪

特定 空家等

固定資産税増額の可能性があります

特定空家等の基準とは

- 倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態
- 著しく衛生上有害となるおそれのある状態
- 適切な管理が行われないことにより著しく景観を損なっている状態
- そのほか周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態



除却等



「**管理不全空家**」または「**特定空家等**」に認定されると行政から指導・勧告が行われます。

指導に協力せず状態が改善されない場合、

住宅用地特例の対象外となり **固定資産税が約4倍** に?!

住宅用地特例とは、住宅の敷地として利用されている土地の固定資産税が軽減される制度です。
適切な管理が行われず、行政から勧告を受けた場合、特例の対象外となる場合があります。



指導や勧告を受ける前に自主的に適切な管理を!!

※空き家を放置していると、さまざまなトラブルにつながります。今一度、状況を確認してください。